

( 答申第60号 )

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第9条に該当することを理由として行った公文書非公開決定は、妥当である。

### 第 2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の公開請求

平成15年3月6日付けで、審査請求人は、条例第11条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「 警察署交通課 警部補（以下「特定警察官」という。）の平成14年 月 日及び同年 月 日2日間の同警察署内での勤務時間状況が記載された文書」（以下「本件公文書」という。）の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公文書の存否を答えることは、条例第6条第1号の非公開情報を公開することとなるため、条例第9条に該当するとして、平成15年3月17日付け務第198号により以下の理由を付して公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（公文書を公開しない理由）

公開請求に係る公文書の存否について答えると、仮に公開請求された公文書が存在するとした場合に、請求に係る警察職員の氏名に関する情報を非公開としても当該氏名に関する情報を公開することとなるため（条例第6条第1号に該当）。

なお、警部補又は同相当職以下の警察職員の氏名に関する情報は、条例第6条第1号口に規定する警察職員に関する規則（平成14年岐阜県公安委員会規則第4号）で定める職員の氏名に関する情報となります。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である岐阜県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して、平成15年4月10日付けで審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取消すとの裁決を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、公開決定等理由説明書に対する意見書及び陳述書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人に係る刑事事件の公判において特定警察官の証言した内容が事実であるかどうかを確認するためには、本件公文書の公開が必要不可欠であり、有罪無罪の認定に影響を及ぼす重大な事柄である。
- (2) 審査請求人は、特定事件で逮捕されたが、逮捕後に弁解の機会も与えられないまま留置されるなどの違法捜査を受けたため、刑事裁判においてその手続の違法性を主張してきた。  
検察側は、弁解録取書を証拠として提出したが、審査請求人の署名指印はなく、証人として出廷した弁解録取書の作成者である特定警察官も見つけない人物である。
- (3) 弁解録取書の作成されたとする時間が通常の出勤時間より早いことから、なぜ特定警察官は警察署にいたのか、又は実際にいたのか否かを確認するためには、本件公文書の公開が不可欠であり、裁量的公開をする公益上の必要性も十分認められる。

#### 第4 諮問庁の主張

諮問庁が、公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

##### 1 条例第6条第1号該当性について

###### (1) 条例第6条第1号本文該当性について

警察職員の勤務時間状況が記載されている文書としては、職員の勤務管理等のために作成する「勤務管理簿」、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」及び「宿日直勤務命令簿」が想定されるが、これらに記載された職員の氏名は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができることから、本号本文に該当することは明らかである。

###### (2) 条例第6条第1号ただし書該当性について

本号ただし書口において、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名に関する情報を非公開情報から除外しているが、公開することにより権利利益が著しく害されるおそれがあるものとして公安委員会規則で定める警察職員の氏名に関する情報については、非公開とすることとされている。

この警察職員については、岐阜県情報公開条例第6条第1号口に規定する警察職員に関する規則（平成14年岐阜県公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）において、

警察法（昭和29年法律第162号）第62条に規定する警部補以下の階級にある警察官

警察法第34条第1項及び第55条第1項に規定する職員（警察官を除く。）のうち前号に掲げる者に該当するものと規定されている。

本件請求に係る警察職員は、この規定に該当する警部補の階級にある警察官であり、本号ただし書口には該当しない。

また、その他の本号ただし書については、警察職員の氏名等に関する情報を何人に対しても等しく公開することとする「法令及び条例の規定」も「慣行」も存しないので本号ただし書イには該当しない。

さらに、本件請求に係る警察職員の氏名を非公開とすることよりも、公開する公共の利益が優越する事由は見当たらないことから、本号ただし書八にも該当しない。

したがって、本号ただし書のいずれにも該当しないことから、本号に該当し、非公開とすべきものである。

## 2 条例第9条該当性について

今回の請求は、特定の個人を名指しして公開請求したものであって、当該請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該警察職員の氏名を公開することと同様の結果となり、条例第6条第1号の非公開情報を公開することになることから、本条の規定により、当該公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否したものである。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件公文書について、審査請求人に係る刑事事件の有罪無罪の認定に影響を及ぼす重大な事柄である旨主張するが、当該審査請求人の個人的な事情を考慮する条例上の規定はなく、また、条例第8条により裁量的公開を行う公益上の必要性も認められない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件公文書について

警察職員の勤務時間状況が記載される公文書としては、諮問庁の説明によれば、岐阜県警察処務規程（平成14年岐阜県警察訓令第3号）に規定する「勤務管理簿」並びに岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和32年岐阜県人事委員会規則第6号）に規定する「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」及び「宿日直勤務命令簿」が挙げられる。

### 2 本件公文書の存否応答拒否について

#### (1) 条例第6条第1号該当性について

本件公文書は職員の人事管理のために勤務状況を把握する目的で作成されるものであって、在職している職員については当然に作成されることから、当該公文書の存否を明らかにすることによって、特定警察官が在職しているか否かを答えることとなり、特定警察官の氏名を公開することと同様の結果が生ずることになると認められる。

特定警察官の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であることは明らかであり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められず、第6条第1号ただし書イには該当しない。

そして、特定警察官の氏名は、公務員の職務遂行情報に係るものであるが、警部補以下の階級の警察官にあっては、当該警察職員の権利利益が著しく害されるおそれがあるものとして、規則により本号ただし書口の規定は適用しないこととされている。請求のあった特定警察官は警部補の階級にある警察官であって、その氏名は、本号ただし書口に該当しない。

また、審査請求人は、刑事手続により身体が拘束されているものであって、その生命、健康、生活又は財産に現実に被害が発生しているか、又はこれらの法益が侵害されるおそれがあるとは認められず、本号ただし書八にも該当しない。

よって、特定警察官の氏名は、本号に該当する。

(2) 条例第 8 条該当性について

条例第 8 条は、条例第 6 条各号の非公開情報（同条第 2 号（法令秘情報）の情報を除く。）が記録されている公文書について、実施機関の高度な行政的判断により裁量的公開を行うことができることを定めたものであり、個別具体的な事例において、公開することの利益が非公開とすることによる利益に優越すると認められる場合をいう。

そこで本条への該当性について検討すると、警察職員の氏名については、犯罪捜査への支障のおそれや警察職員個人やその家族の生命等に危害が及ぶおそれがあるといった警察業務の特殊性から、条例の趣旨に照らして、その非公開とする必要性は相当程度高いといえる。

また、本件公文書が審査請求人の刑事裁判に必要不可欠なものであれば、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 99 条第 2 項の規定により裁判所から提出命令がなされることが想定されることから、これを公開することの必要性は、非公開により保護すべき利益と比較衡量すると相対的に低いといわざるを得ない。

したがって、特定警察官の氏名を公開することに公益上特に必要があるとは認められず、本条には該当しない。

(3) 条例第 9 条該当性について

以上のことから、本件公文書の存否を答えることにより、特定警察官の氏名という条例第 6 条第 1 号に定める非公開情報を公開することとなり、また他にこれを公開すべき理由もないことから、条例第 9 条の規定により本件公開請求を拒否すべきものと認められる。

3 情報公開制度について

審査請求人は、特定警察官を刑事手続の証人として既に識別していると認められるが、情報公開制度は、県民への説明責任の観点から、いずれの請求者に対しても公開請求を認める制度であって、その公開・非公開の判断に当たっては、本件事案のように既に当該情報を知り得ているとする者からの公開請求の場合も含めて、請求者や請求目的等の事情は、考慮されないものである。

したがって、本件事案のように特定の刑事裁判に係る証拠の提示を求めることについては、情報公開制度によるのではなく、前述した刑事訴訟法による所定の手続又は弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 23 条の 2 に定める弁護士照会制度により対応すべきであって、審査請求人の主張は採用できない。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成15年4月16日	・ 諮問を受けた。
平成15年4月30日	・ 諮問庁から公開決定等理由説明書を受領した。
平成15年5月1日	・ 審査請求人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成15年5月13日	・ 審査請求人から公開決定等理由説明書に対する意見書を受領した。
平成15年5月14日	・ 諮問庁に公開決定等理由説明書に対する意見書を送付した。
平成15年6月4日 (第58回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成15年6月11日	・ 審査請求人から陳述書を受領した。
平成15年6月23日 (第59回審査会)	・ 実施機関から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。
平成15年7月7日 (第60回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
会 長	上寺 久雄	岐阜聖徳学園大学名誉教授	
	近藤 謙次	特定非営利活動法人 岐阜県青年のつどい協議会理事長	
	羽田野晴雄	税理士	
	森川 幸江	弁護士	
	山田 洋一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)